

旭川市指定相当第1号事業等の人員，設備及び運営並びに指定相当第1号事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定相当第1号事業実施者の指定に係る申請者の要件等（第4条）

第3章 指定相当訪問型サービスに係る基準

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第40条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条—第43条）

第6節 基準該当相当訪問型サービスに関する基準（第44条—第48条）

第4章 指定相当通所型サービスに係る基準

第1節 基本方針（第49条）

第2節 人員に関する基準（第50条・第51条）

第3節 設備に関する基準（第52条）

第4節 運営に関する基準（第53条—第63条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第64条—第67条）

第6節 基準該当相当通所型サービスに関する基準（第68条—第71条）

第5章 雑則（第72・73条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は，介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6第1号イ及びロ並びに第140条の63の7の規定に基づき，指定相当第1号事業実施者の指定に係る申請者の要件並びに指定相当第1号事業実施者等の人員，設備及び運営並びに指定相当第1号事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準並びに指定相当第1号事業実施者の指定の有効期間を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業実施者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者であるものをいう。
- (2) 指定相当訪問型サービスの事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 事業指定相当通所型サービスの事業 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当する第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 指定相当第1号事業実施者又は指定相当第1号事業 それぞれ介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（同号イに規定する第1号訪問事業（以下単に「第1号訪問事業」という。）及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下単に「第1号通所事業」という。）に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を行う第1号事業実施者又は当該基準に従って行われる第1号事業をいう。
- (5) 介護予防サービス・支援計画 介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画（第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 事業対象者 次に掲げる者で、施行規則第140条の62の4の厚生労働大臣が定める基準に該当し、第1号介護予防支援事業に係る計画の作成を地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）に依頼する旨を市に対して届け出た第1号被保険者をいう。
 - ア 法第27条第9項の規定に基づき要介護者に該当しないと認めた者又は法第32条第8項の規定に基づき要支援者に該当しないと認めた者
 - イ 要支援認定の有効期間が満了となる者

- (7) サービス担当者会議 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）又は地域包括支援センターの担当職員が介護予防サービス・支援計画の作成のために、介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス、指定相当第1号事業等の担当者を招集して行う会議をいう。
- (8) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (9) 第1号事業支給費用基準額 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該指定相当第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定相当第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (10) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定相当第1号事業実施者に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定相当第1号事業をいう。
- (11) アセスメント 指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センターの担当職員が介護予防サービス・支援計画の作成に当たって、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいう。
- ア 運動及び移動
 - イ 家庭生活を含む日常生活
 - ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
 - エ 健康管理
- (12) 基準該当相当訪問型サービスの事業 旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年旭川市条例第25号）第2条の規定による改正前の旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並

びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第32号）（次号において「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第44条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業をいう。

(13) 基準該当相当通所型サービスの事業 旧指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護に相当する第1号通所事業をいう。

(14) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法、旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第29号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）及び旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第30号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）において使用する用語の例による。

（指定相当第1号事業の一般原則）

第3条 指定相当第1号事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定相当第1号事業実施者は、指定相当第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の第1号事業実施者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定相当第1号事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定相当第1号事業実施者は、指定相当第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 指定相当第1号事業実施者の指定に係る申請者の要件等

第4条 指定相当第1号事業実施者の申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定を受けることができない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、この要綱に規定する基準及び員数を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、この要綱に規定する指定相当第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定相当第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (8) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に申請に係る法人の役員等（法第70条第2項第6号の役員等をいう。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定相当第1号事業実施者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定相当第1号事業実施者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定相当第1号事業実施者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第115条の45の7第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定相当第1号事業実施者による業務管理体制の整備について

の取組の状況その他の当該事実に関して当該指定相当第1号事業実施者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定相当第1号事業実施者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していないと認めたものに該当する場合を除く。

- (9) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定相当第1号事業実施者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定相当第1号事業実施者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定相当第1号事業実施者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第115条の45の7第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定相当第1号事業実施者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定相当第1号事業実施者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定相当第1号事業実施者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していないと認めたものに該当する場合を除く。
- (10) 申請者が、法115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 第10号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当

該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であつた者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(13) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(14) 申請者が、その役員等のうちに第4号から第8号まで又は第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

2 施行規則第140条の63の7の市町村が定める期間は、6年とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定相当第1号事業実施者の申請者があらかじめ申出をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、指定の有効期間の満了する日を当該各号に定める日とするものとする。

(1) 指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けている場合であつて、申請に係る指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営するとき 当該指定訪問介護事業者に係る指定の有効期間の満了の日

(2) 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）

（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を受けている場合であつて、申請に係る指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営するとき 当該指定通所介護事業者等に係る指定の有効期間の満了の日

第3章 指定相当訪問型サービスに係る基準

第1節 基本方針

第5条 指定相当第1号事業に該当する第1号訪問事業として行うサービス（以下「指定相当訪問型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入

浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 指定相当訪問型サービスの事業を行う者（以下「指定相当訪問型サービス事業実施者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定相当訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定相当訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定相当訪問型サービス事業実施者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定相当訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定相当訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定相当訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつ

ては、当該指定相当訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

- 6 指定相当訪問型サービス事業実施者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定相当訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定相当訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定相当訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定相当訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定相当訪問型サービス事業実施者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込

者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定相当訪問型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定相当訪問型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあっては、指定相当訪問型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定相当訪問型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定相当訪問型サービス事業実施者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定相当訪問型サービス事業実施者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたくない旨の申出があつ

たときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、正当な理由なく指定相当訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該指定相当訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該 サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定相当訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）又は地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定相当訪問型サービス事業実施者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者であるか否かを確認するものとする。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、前項の被保険者証に、特定介護予防・日常生活支援総合事業（法第7条第5項に規定する特定介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）の利用に関し認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定相当訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第13条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者（事業対象者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認

定の更新の申請又は施行規則第140条の62の4の厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第15条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者（事業対象者を除く。）が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、これらの計画に沿った指定相当訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスを提供した際には、当該指定相当訪問型サービスの提供日及び内容、当該指定相当訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、法定代理受領サービスに該当する指定相当訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当訪問型サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定相当訪問型サービス事業実施者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、法定代理受領サービスに該当しない指定相当訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当訪問型サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定相当訪問型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定相当訪問型サービス事業実施者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっ

ては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業費の請求のための証明書の交付)

第22条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、法定代理受領サービスに該当しない指定相当訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定相当訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定相当訪問型サービスに相当するサービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第24条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定相当訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定相当訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 指定相当訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定相当訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定相当訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定相当訪問型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定相当訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2)の2 介護予防支援事業者等に対し、指定相当訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者、地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第27条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定相当訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第28条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援

に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者に対し適切な指定相当訪問型サービスを提供できるよう、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、当該指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって指定相当訪問型サービスを提供しなければならない。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定相当訪問型サービス事業実施者は、適切な指定相当訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該指定相当訪問型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければなら

い。

- (1) 当該指定相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定相当訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（掲示）

第31条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定相当訪問型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

第32条 指定相当訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該指定相当訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

第33条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所（旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成27年旭川市条例第27号）第5条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）若しくは地域包括支援センターの担当職員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(利益供与の禁止)

第34条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又はそれらの従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、提供した指定相当訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、提供した指定相当訪問型サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の求め、市職員からの質問又は設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定相当訪問型サービス事業実施者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第36条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相当訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、本市が行う成年後見制度に関する事業への参加等を通じて成年後見制度に対する理解を深めるとともに、関係機関と連携することにより、必要に応じて成年後見制度を利用するよう努めなければならない。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当訪問型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第37条の2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定相当訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定相当訪問型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービス計画

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第9号の規定による身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(自然災害発生時の協力)

第40条 指定相当訪問型サービス事業実施者は、震災、風水害等が発生した場合において、災害の状況により市長から協力を求められたときは、被災者支援のための従業者の派遣について配慮するよう努めなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定相当訪問型サービスの基本取扱方針)

第41条 指定相当訪問型サービスは、利用者の介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定相当訪問型サービス事業実施者は、自らその提供する指定相当訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用すること

ができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 5 指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定相当訪問型サービスの具体的取扱方針)

第42条 訪問介護員等の行う指定相当訪問型サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- (10) 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス計画の変更について準用する。

（指定相当訪問型サービスの提供に当たっての留意点）

第43条 指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定相当訪問型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定相当訪問型サービス事業実施者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第6節 基準該当相当訪問型サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第44条 基準該当相当第1号事業に該当する第1号訪問事業として行うサービス（以下

「基準該当相当訪問型サービス」という。)の事業を実施する者(以下「基準該当相当訪問型サービス事業実施者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当相当訪問型サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当相当訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は3人以上とする。

- 2 基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、基準該当相当訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 基準該当相当訪問型サービスの事業と基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第44条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、基準該当相当訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当訪問型サービス事業所の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第46条 基準該当相当訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当相当訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当相当訪問型サービスの事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第46条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第47条 基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する第1号訪問事業として行うサービスの提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する第1号訪問事業として行うサービスが次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- (1) 当該第1号訪問事業として行うサービスの利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定相当訪問型サービスのみによっては必要な第1号訪問事業として行うサービスの見込量を確保することが困難であると市が認めるものに住所を有する場合
 - (2) 当該第1号訪問事業として行うサービスが、指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センターの作成する介護予防サービス・支援計画に基づいて提供される場合
 - (3) 当該第1号訪問事業として行うサービスが、第44条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - (4) 当該第1号訪問事業として行うサービスが、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
 - (5) 当該第1号訪問事業として行うサービスを提供する訪問介護員等の当該第1号訪問事業として行うサービスに従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が第1号訪問事業として行うサービスに従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合
- 2 基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当相当訪問型サービスの提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第42条第2号の訪問型サービス計画の実施状況等からみて、当該基準該当相当訪問型サービスが適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第48条 第1節、第4節（第16条、第21条第1項、第23条及び第28条を除く。）及び前節の規定は、基準該当相当訪問型サービスの事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定相当訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定相当訪問型サービス」とあるのは「基準該当相当訪問型サービス」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第26条第3項中「第6条第2項」とあるのは「第44条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 指定相当通所型サービスに係る基準

第1節 基本方針

第49条 指定相当第1号通所事業に該当する第1号通所事業として行うサービス（以下

「指定相当通所型サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者及び員数)

第50条 指定相当通所型サービスの事業を行う者（以下「指定相当通所型サービス事業実施者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定相当通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「通所型サービス従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定相当通所型サービスの提供日ごとに、指定相当通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定相当通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定相当通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスと指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における事業指定相当通所型サービス又は指定通所介護等の利用者。以下この節、次節及び4節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

2 指定相当通所型サービス事業所の利用定員（当該指定相当通所型サービス事業所において同時に指定相当通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。

以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定相当通所型サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定相当通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定相当通所型サービスの単位は、指定相当通所型サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定相当通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第51条 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定相当通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第52条 指定相当通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害（震災、風水害等を含む。以下同じ。）に際して必要な設備並びに指定相当通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当指定相当通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定相当通所型サービス事業実施者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定相当通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料の受領）

第53条 指定相当通所型サービス事業実施者は、法定代理受領サービスに該当する指定相当通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当通所型サービスに係る第1号事業支給費基準額から指定相当通所型サービス事業実施者に

支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、法定代理受領サービスに該当しない指定相当通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定相当通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところの例によるものとする。
- 5 指定相当通所型サービス事業実施者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第54条 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、指定相当通所型サービス事業所の従業員の管理及び指定相当通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者がこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第55条 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定相当通所型サービスの利用定員
- (5) 指定相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第56条 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対し適切な指定相当通所型サービスを提供できるよう、指定相当通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者によって指定相当通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定相当通所型サービス事業実施者は、通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定相当通所型サービス事業実施者は、全ての通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定相当通所型サービス事業実施者は、適切な指定相当通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第57条 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用定員を超えて指定相当通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第58条 指定相当通所型サービス事業実施者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(自然災害発生時の協力)

第59条 指定相当通所型サービス事業実施者は、震災、風水害等が発生した場合において、災害の状況により市長から協力を求められたときは、被災者支援のための従業者の派遣、被災者の一時的な受入れ等について配慮するよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第60条 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、当該指定相当通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定相当通所型サービス事業所において、通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第60条の2 指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相

当通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第61条 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定相当通所型サービス事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定相当通所型サービス事業実施者は、第52条第4項の指定相当通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第62条 指定相当通所型サービス事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 通所型サービス計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第65条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第63条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条から第36条まで、第37条の2及び第38条の規定は、指定相当通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第55条」と、第9条第1項、第25条、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定相当通所型サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定相当通所型サービスの基本取扱方針)

第64条 指定相当通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、自らその提供する指定相当通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定相当通所型サービスの具体的取扱方針)

第65条 指定相当通所型サービスの方針は、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝

達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期

間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに報告しなければならない。

(13) 指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する。

（指定相当通所型サービスの提供に当たっての留意点）

第66条 指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定相当通所型サービス事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第67条 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

- 3 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 基準該当相当通所型サービスに関する基準

(従業者及び員数)

第68条 基準該当相当第1号通所事業に該当する第1号通所事業として行うサービス（以下「基準該当相当通所型サービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当相当通所型サービス事業実施者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当相当通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所型サービス従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当相当通所型サービスの提供日ごとに、当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員 基準該当相当通所型サービスの単位ごとに、専ら当該基準該当相当通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 基準該当相当通所型サービスの単位ごとに、当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当相当通所型サービス事業実施者が基準該当相当通所型サービスの事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第134条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当相当通所型サービス又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して

得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 基準該当相当通所型サービス事業所の利用定員（当該基準該当相当通所型サービス事業所において同時に基準該当相当通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当相当通所型サービスの単位ごとに、当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当相当通所型サービス事業実施者は、基準該当相当通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当相当通所型サービスに従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当相当通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当相当通所型サービスの単位は、基準該当相当通所型サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当相当通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 基準該当相当通所型サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第69条 基準該当相当通所型サービス事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設

等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第70条 基準該当相当通所型サービス事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当相当通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当相当通所型サービスの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当相当通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当相当通所型サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第136条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準をもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第71条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条から第36条まで、第37条の2、第38条及び第54条並びに第4章第1節、第4節(第53条第1項及び第63条を除く。)及び前節の規定は、基準該当相当通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第71条において準用する第55条」と、第9条第1項、第25条、第29条の2第2項、第31条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「第1号通所事業として行

うサービスの従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定相当訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定相当通所型サービス」とあるのは「基準該当相当通所型サービス」と、第53条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定相当通所型サービス」とあるのは「基準該当相当通所型サービス」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第72条 第1号事業実施者並びに指定相当第1号事業及び基準該当相当第1号事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条(第48条、第63条及び前条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 第1号事業実施者並びに指定相当第1号事業及び基準該当相当第1号事業として行うサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承認、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第73条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の旭川市指定第1号事業等の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第29条の2、第30条第3項、第37条の2、第56条第3項及び第60条第2項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の要綱第27条（改正後要綱第63条及び71条において準用する場合を含む。）の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第31条第3項（第48条、第63条及び第71条において準用する場合を含む。）中「指定相当訪問型サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。